

木次線利活用推進 県外誘客旅行商品販売促進業務 提案競技実施要領

令和5年3月28日

1. 目的

木次線利活用推進 県外誘客旅行商品販売促進業務 提案競技仕様書に同じ。

2. 業務概要

- (1) 業務名 木次線利活用推進 県外誘客旅行商品販売促進業務
- (2) 業務内容 別添「木次線利活用推進県外誘客旅行商品販売促進業務提案競技仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- (4) 委託料上限 送客目標人数による上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、次のとおり
- ・一人当たり5000円×送客目標人数で委託料を計算する。
 - ・目標人数の下限は100人として設定し、委託料の下限を500千円とする。
 - ・委託料の上限は2,000千円と想定しているが、400人以上の目標設定を行うことは差し支えない。

送客目標人数	100人	200人	300人	400人
委託料上限	500千円	1,000千円	1,500千円	2,000千円

- (5) 契約準備行為 本公募は、木次線利活用推進協議会の令和5年度当初予算成立後（令和5年3月31日以降）、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものであり、委託候補者の決定や予算の執行は、令和5年度当初予算の成立が前提であるため、今後、内容等が変更になる場合があります。

3. 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている法人
- (2) 雲南省の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 民事再生法による再生手続き開始の申し立て、会社更生法による更生手続開始の申し立てまたは、破産法による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者や暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和5年3月28日(火)～4月17日(月) 17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書の様式は、木次線利活用推進協議会のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書(様式1)を令和5年4月17日(月) 17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知郵送予定日	令和5年4月20日(木)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式2)にて、令和5年4月24日(月) 17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答	随時 ※最終回答は令和5年4月27日(木)とする。
(6) 質疑の回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものをホームページ上で回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信する。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 企画提案書提出期限	令和5年5月2日(火) 17時
(8) 審査予定日	令和5年5月上旬予定 ※書面審査の場合あり
(9) 委託候補者の決定	令和5年5月中旬を予定
<p>○問い合わせ先及び提出先 木次線利活用推進協議会事務局 雲南市役所産業観光部観光振興課内(〒699-1392 雲南市木次町里方521-1) Mail: kankoushinkou@city.unnan.shimane.jp</p>	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（様式3）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ※図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
(2)企画提案書に盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・令和3年度、令和4年度の島根県への送客実績 (特に木次線乗車を組み込んだツアー造成実績についてあれば記載) ・目標送客人数（令和5年6月～令和6年2月） ・造成する旅行の内容（宿泊・日帰りの別） ・販売促進のためのプロモーション施策の内容 ・アンケートの収集方法、結果のフィードバック方法等 ・類似事業の実績の有無 ・その他アピールポイント
(3)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・5部提出すること。 ・令和5年5月2日（火）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(4)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は本書を1部提出すること。 ※見積書の写しを企画提案書(5部)にそれぞれ綴り込むこと。
(5)企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託候補者として選定する。 ・ 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 造成する旅行商品の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンセプトや行程が魅力的であるか。 ・ 集客するターゲットが明確であり、目的を達成するための意図が伝わる内容か。 ・ ツアーの設定時期や設定本数が妥当であるか。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した内容となっているか ・ 沿線自治体（雲南市、奥出雲町、松江市、広島県庄原市）の観光施設や宿泊施設への波及効果等に配慮されているか。 ② 販売促進のためのプロモーション施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集客が見込める販売促進施策になっているか。 ・ コンセプトやターゲットに応じた販売促進施策となっているか。 ③ アンケートの収集方法、結果のフィードバック方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行の参加者からアンケートを収集できるスキームになっているか。 ・ 収集データを分析した上で、結果を事業者側に伝達できる工夫がされているか。 ④ 実施体制等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施運営体制が整っているか。協議会との連絡窓口が明らかになっているか。 ⑤ 成果指標（目標送客数） <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標の設定および検証方法は適切か。また実現可能な指標となっているか。 ⑥ 見積金額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果の観点から適正な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）。 ⑦ 過去の類似業務受託実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該案件と類似する業務の実績を有しているか。
(3) 委託候補者の決定	令和5年5月中旬を予定

7. 契約手続等

(1) 委託料上限額	<p>設定された送客目標に基づく委託料（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内</p> <p>※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、木次線利活用推進協議会との打合せに要する費用を含む。</p>
(2) 契約方法	<p>受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議の上、委託契約を締結する。</p>
(3) 委託料の支払	<p>原則として精算払とする。ただし、契約に基づき契約額の3割以内を前金払することができる。</p> <p>ツアー催行ができなかった場合や目標送客数に満たなかった場合は、事務局と調整のうえ、ツアー手配にかかった経費とそれ以外の経費を速やかに精算すること。</p>
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	<p>業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。</p>
(5) 契約保証金	<p>契約保証金の納付及び納付の免除等は、雲南市契約規則を適用する。</p>
(6) 個人情報の保護	<p>本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。</p>
(7) 契約書及び仕様書	<p>別途作成・提示する。</p>